

令和3年度第1回学校関係者会議次第

令和3年7月28日(水)

13:30～14:30

- 1 校長あいさつ
- 2 自己紹介
- 3 本校における新カリキュラムの概要について
- 4 協議事項
 - ・ 卒業時到達目標について
 - ・ 対象者や療養の場の多様化に対する実習場所について
 - ・ 多職種連携の学習の実習について
 - ・ ICTの技術を活用した学習について
- 5 その他

(資料)

令和3年度学校関係者会議出席者名簿

資料1 本校における新カリキュラムの概要について

資料2 第5次カリキュラム改正の要点

資料3 新カリキュラムの教育理念・教育目的・教育目標について(案)

資料4 現行カリキュラムの一部

資料5 学校要覧(令和3年度)

令和3年度第1回学校関係者会議 議事録

R3.7.28 (水) 13:30~14:30
オンライン会議

新カリキュラムの卒業時到達目標について

- Q A委員 本院の採用面接時、三次看護の受験生から「全人的な対象の理解」が大事という発言が聞かれなかったのは残念であった。病院としては基礎的な知識、アセスメント能力、判断能力などトータルしてみることが出来る看護師を育てていきたいと考えているが、学校側ではどうとらえているか？
- A 当方 対象を全人的に捉える際に身体的、精神的、社会的側面から総合的にアセスメントできる人材を育てていきたいと考えている。
- Q B委員 全人的な対象の理解について看護協会では4側面での捉え方としているので、広げられたらどうか。学生の卒業後の延長線には、特定行為研修等も控えている。そこで、臨床推論・判断力など社会に出てから思考を押さえていく必要がある現状である。これらディプロマポリシー (Dp) を達成できればよいと思うが、実習の展開の仕方も工夫をして疾患の理解から看護まで思考過程もトータル的に判断できるようにしくとよいのではと考える。
- A 当方 全人的な4側面のスピリチュアル部分について表記されていないので、今後検討していきたい。臨床推論を磨き、専門性のある領域、認定、特定行為研修につなげて臨床推論、フィジカルアセスメントなど基盤部分をしっかり育てていけるようなカリキュラムとしていきたい。
- Q C委員 新人看護師は、基本的にコミュニケーションが苦手で、自分の考えをもっているが上手く表現できない現状があり、当院でも苦慮している。学生の時からコミュニケーション能力を身につけてほしい。
- A 当方 コミュニケーション能力の強化につとめていきたい。

新カリキュラムの新しい実習場所の検討について

- Q A委員 臨床にいる看護師も生活者としての視点が弱い部分であるので、臨地実習の中で外来や患者支援センター等の場も検討されればよいと考える。現場の意見として、病棟だけでなく他の部門の場も提供 実習中詰所カンファレンスにいる時間が長いのが気になるといった意見が聞かれる。実習時間が減っていくのであれば、病院側としても学校教員と協力して効果的な実習となるよう検討していきたい。
- Q B委員 NST・周手術期チームについては、実習にどのように組み込む予定か？
- A 当方 現在な内容方法については検討中である。各施設の情報もいただきたい。
- Q B委員 今現在の実習で受け持ち患者に多職種連携の機会があれば経験することができているが、受け持ち患者だけでは視点が狭いと思われるので、幅広く患者さんをトータル的にみていけるように見学、参画など多職種連携に関する実習をすすめていくとよいと考える。
- D委員 受け持ち患者の選定時にチーム医療がかかわっている患者を選定するなど工夫されていけばよいのではと考える。
- C委員 多職種連携の場にもできるだけ参画する事はよいと考える。事前にどのような活

動をしているか実習指導教員が経験する事も推奨する。

E委員 2年前から実習を受けているが、多職種連携によるカンファレンスの参加も可能だが時間的な調整が必要。事前に各職種の役割を学習してから参加すると各職種の視点の理解が深まると考える。

F委員 Dpについて気になる事が2点ある。「全人的な…」の部分に守秘義務をもう少しいれてほしい。一般的な守秘義務だけではなく、医療専門職としての高度な守秘義務といった内容まで押さえてほしい。2点目は、倫理的という言葉に合わせて生命観について、臓器移植の問題、優生学など常に生命観はアップデートしていく必要があるので、常にアップデートしていくといった姿勢で学習をすすめてほしい。

当方 ICTについては、Wi-Fi環境の設備を整え、リモート講義も行っている。ICT活用についても今後検討していく予定である。

G委員 看護学校においても新カリキュラムの中に地域とのつながりをもつような実習の場を設けていく事で、広島県の地域共生社会の推進に貢献できたらと考える。

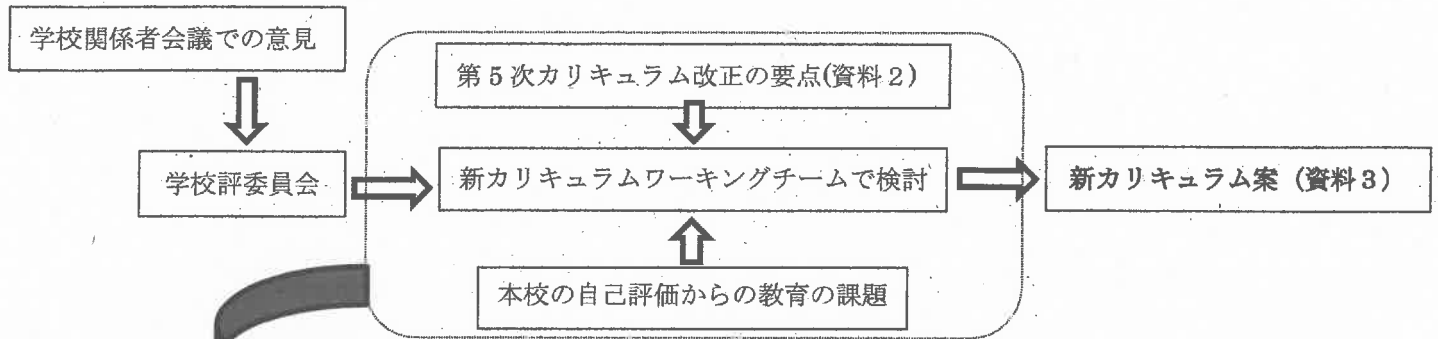
本校における新カリキュラムの概要について

令和 3 年 7 月 28 日

1 趣旨

保健師助産師看護師養成所指定規則が改正され、令和 4 年度入学生から新カリキュラムが適用となる。新カリキュラムの教育理念・目的・目標、教育課程の概要や検討の方向性を報告する。

2 新カリキュラムの課題と対応



| | 新カリキュラムへの主要な改正内容 |
|---|---|
| 1 学校の個性や特色の表現。 ・卒業時到達目標の明確化と目標達成のための教育内容(科目)とのつながりが明瞭になること。 (資料3) | ① 教育理念に「地域で活躍する看護師」を追加。 ② 卒業時の到達目標(ディプロマポリシー)を、改正指定規則で示された、看護師の実践能力の構成要素から設定した。 ③ 入学生に求める資質(アドミッションポリシー)、入学生をどのように育てるか(カリキュラムポリシー)を表現し、学生の主体的な学びや外部からも教育課程が理解できるように示した。 |
| 2 倫理観の育成の強化 | ① 倫理観を醸成する専門基礎科目(「現代医療論」等)を新設。 ② 倫理の教育内容を1年次から導入する。看護倫理の科目は、2年次に前倒して講義する。 |
| 3 コミュニケーション能力や臨床判断能力の育成 | ① コミュニケーション能力の育成のための科目(「人間関係論」)を新設。 ② 解剖生理を看護に関連・応用する科目(「生活行動とからだ」等)を新設。 ③ 臨床判断能力の育成のため、授業と臨床をつなぐ演習の機会を設ける。実習機会と関連させた学習を計画する。 |
| 4 情報通信技術(ICT)の活用 | ① 科目「情報科学」は、ICTの基礎的技術やリテラシーの醸成を含む教育内容とする。 ② ICTを活用した、教育方法の導入。 |
| 5 対象者や療養の場の多様化に対応できる力の育成 | ① 自助・共助・互助・公助の視点から地域での暮らしを理解することや多様な療養の場を知るため、地域でこれらの場での実習機会を設ける。 ② 切れ目のない医療・介護・福祉の連携の在り方を学ぶ実習機会を設ける。(例：地域包括支援センター、病院の外来、地域連携室等)。 |
| 6 社会人基礎力の醸成 | ① グループで共同学習しながらプロジェクトを企画・立案・運営する科目(「プロジェクトマネジメント」)を新設。 |
| 7 多職種連携(専門職連携実践(IPW))の基盤を育成 | ① 実習で、協働とケアの質を患者中心に改善する実際のIPW(主に医療チーム)への参加から、その連携のあり方が学習できるようにする(NST、周手術期チーム、入院・退院調整等)。 |

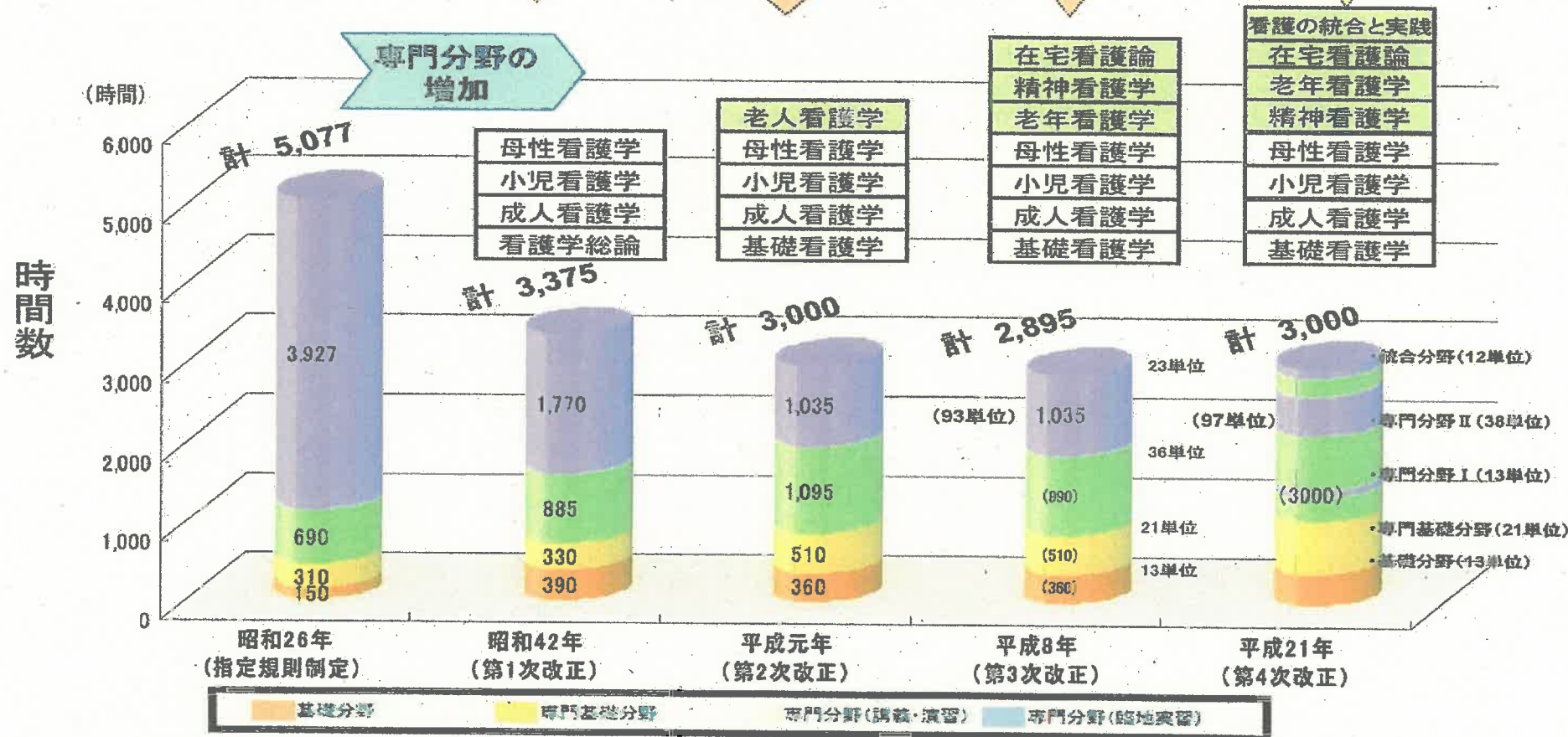
第5次カリキュラム改正の要点

広島県立三次看護専門学校

令和3年7月28日 令和3年度第1回学校関係者会議資料

看護師3年課程 教育内容の変遷

専門科目として看護学が独立・臨床実習が各学科目の授業に組み込まれた。
専門科目は看護学のみ・精神保健・老人看護学を科目立て・授業時間数を減少・カリキュラム上のゆとりが強調
教育科目から教育内容による規定に変更・教育内容の充実・単位制の導入・統合カリキュラムの提示・専任教員の専門領域担当への変更・実習施設の充実と拡大
統合分野の創設・各分野での教育内容の充実・看護基礎教育の技術項目の卒業時の到達度を明確化



◆ 平成8年より単位制が採用された。臨地実習は1単位=45時間として算出(看護師等養成所の運営に関する指導要領について)

2018年～2019年
看護基礎教育検
討会

保健師
助産師
看護師
准看護師
の教育課程
について検討

2019年10
月

看護基礎教
育検討会報
告書

2021年3月
施行

保助看法指
定規則の改
正

2022年4月
入学生から
新カリキュ
ラムへ。

(第二看護学
科は2023年
入学生から)

第5次改正の背景・目的

- 人口及び疾病構造の変化や療養の場の多様化等を踏まえ、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、多職種が連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されており、その中で看護職員には患者の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められている。
- 看護職員をとりまく状況の変化及び現在の教育実態を踏まえ、将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育の内容と方法について、現行の養成課程の枠組みを維持しつつ、具体的な検討を行った。

(看護基礎教育検討会報告書より)

教育内容等の見直しのポイント

- 総単位数を97単位から102単位に充実(総時間数は削除)。
- 情報通信技術(ICT)を活用するための基礎的能力やコミュニケーション能力の強化に関する内容を充実。
- 臨床判断能力や倫理的判断等に必要な基礎的能力の強化のため解剖生理学等の内容を充実。
- 対象や療養の場の多様化に対応できるよう「在宅看護論」を「地域・在宅看護論」に名称変更し、内容を充実。
- 各養成所の裁量で領域ごとの実習単位数を一定程度自由に設定できるよう、臨地実習の単位数を設定。
- 実習前後の講義や演習、振り返り等を積極的に活用し、学生が主体的に学ぶことができる教育方法の推進。
- 療養の場の多様化等を勘案した、多様な実習施設における実習の推進を図るための一部要件の緩和。

(看護基礎教育検討会報告書より要約)

| 第4次指定規則 | 教育内容 | 単位数 | |
|---------|----------------------|----------|----|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 | 13 | |
| | 人間と生活・社会の理解 | | |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 | 15 | |
| | 疾病の成り立ちと回復の促進 | | |
| | 健康支援と社会保障制度 | | |
| 専門分野 I | 基礎看護学 | 10 | |
| | 臨地実習(基礎看護学) | 3 | |
| 専門分野 II | 成人看護学 | 6 | |
| | 老年看護学 | 4 | |
| | 小児看護学 | 4 | |
| | 母性看護学 | 4 | |
| | 精神看護学 | 4 | |
| | 臨地実習(成人、老年、小児、母性、精神) | 16 | |
| 統合分野 | 在宅看護論 | 4 | |
| | 看護の統合と実践 | 4 | |
| | 臨地実習(在宅・統合) | 4 | |
| | 合計 | 3000時間以上 | 98 |

| 第5次指定規則 | 教育内容 | 単位数 |
|---------------------------|---------------------------------------|-----|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 | 14 |
| | 人間と生活・社会の理解 | |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 | 16 |
| | 疾病の成り立ちと回復の促進 | |
| | 健康支援と社会保障制度 | |
| 専門分野 | 基礎看護学 | 11 |
| | 地域・在宅看護論 | 6 |
| | 成人看護学 | 6 |
| | 老年看護学 | 4 |
| | 小児看護学 | 4 |
| | 母性看護学 | 4 |
| | 精神看護学 | 4 |
| 臨地実習は単位数は同じだが、臨地での時間数は減少。 | 看護の統合と実践 | 4 |
| | 臨地実習(基礎、地域・在宅成人・老年(一領域へ)、小児、母性、精神、統合) | 23 |
| | 合計 | 102 |

| 第5次指定規則 | 教育内容 | 単位数 |
|---------|---|-----|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 | |
| | 人間と生活・社会の理解 | 14 |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 | |
| | 疾病の成り立ちと回復の促進 | 16 |
| | 健康支援と社会保障制度 | 6 |
| 専門分野 | 基礎看護学 | 10 |
| | 地域・在宅看護論 | 6 |
| | 成人看護学 | 6 |
| | 老年看護学 | 4 |
| | 小児看護学 | 4 |
| | 母性看護学 | 4 |
| | 精神看護学 | 4 |
| | 看護の統合と実践 | 4 |
| | 臨地実習(基礎、地域・在宅 成人・老年(一領域へ)、 小児、母性、精神、統合) | 23 |
| | 合計 | 102 |



| | | |
|------|------------|----|
| | | |
| 臨地実習 | 基礎看護学実習 | 3 |
| | 地域・在宅看護学実習 | 2 |
| | 成人・老年看護学実習 | 4 |
| | 小児看護学実習 | 2 |
| | 母性看護学実習 | 2 |
| | 精神看護学実習 | 2 |
| | 看護の統合と実践 | 2 |
| | 自由設定 | 6 |
| | | 23 |

新カリキュラムの教育理念・教育目的・教育目標について（案）

令和4年度からの新カリキュラムでは、卒業時到達目標（ディプロマポリシー）、教育課程の方針（カリキュラムポリシー）、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）を示し、本校の教育の方針等を示すこととした。

1 教育理念

広島県及び県北唯一の看護専門学校として、地域住民の健康の回復や保持増進に寄与できる、人間性豊かな専門職として地域で活躍できる看護師を養成する。

2 教育目的

人間を一人の人として尊重し、社会に生活する人間の身体と心の理解を深め、その個別性に応じた看護を倫理に基づき実践できる基礎的能力を育成する。

3 教育目標

- (1)対象を全人的に理解し、援助的関係を形成しながら、倫理的な看護実践ができる能力を養う。
- (2)根拠に基づいた個別的な看護実践ができる能力を養う。
- (3)健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる能力を養う。
- (4)保健医療福祉チームにおける多職種との協働ができる能力を養う。
- (5)専門職として看護の質の向上のために研鑽し続ける基本的能力を養う。

【ディプロマ・ポリシー（専門士の称号授与の方針・学生の学習成果の目標）】

考え方：今回指定規則に示された看護師の実践能力の枠に沿って、現在の卒業時到達目標と、学校評価での課題（全人的理解の不足、倫理観の育成、多職種連携）、新たにカリキュラム開発（専門職の育成、看護における観察、教育的支援、臨床判断能力）で検討した内容をもとに構成要素を整理し、卒業時の到達目標を文章化した。

| 看護師の実践能力 | 構成要素 | 卒業時の到達目標 |
|----------------------------|----------------------|---|
| Ⅰ群 ヒューマンケアの基本的な能力 | A.全人的な対象の理解 | 1.看護の対象は成長発達しながら個別の生活を営む存在と捉え、身体的、精神的、社会的側面から総合的に理解できる。 |
| | B.倫理的な看護実践 | 2.看護職としての倫理観を持ち、対象者の尊厳を守る行動や対象者及び家族の希望や価値観を受けとめ最善の看護を考え実践している。 |
| | C.援助的関係の形成 | 3.対象者のニーズや思いを引き出し、信頼関係の形成に必要なコミュニケーションが取れる。 4.人と人との相互関係の中で看護者として自分の思考や行動を客観的に振り返ることができる。 |
| Ⅱ群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力 | D.科学的根拠に基づいた個別的な看護実践 | 5.看護者の気づきから健康状態のアセスメントをするための体系的な情報収集ができ、対象に起きている状況を多方面から分析・解釈・統合し看護の優先順位を判断できる。 |
| | | 6.根拠に基づいて健康課題の解決に向けた看護の方向性や具体的な計画を立案し、安全・安楽・自立に留意しながら看護を実施できる。 |

| | | |
|----------------------------------|----------------------------|--|
| Ⅲ群 健康の保持増進・疾病の予防、健康の回復にかかわる能力 | E.健康段階に応じた看護実践 | 7.各健康段階における看護の特徴をふまえて、対象者の健康段階をアセスメントしながら看護の実践ができる。 8.健康課題を持ちながらもその人らしく過ごせるよう、生活の質(QOL)の維持・向上に向けて支援できる。 |
| | F.発達段階(成長発達)に応じた看護実践 | 9.胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する知識をもとに対象の理解を深めた看護の実践ができる。 |
| Ⅳ群 ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力 | G.看護専門職の役割と責務 | 10.看護専門職としてチーム医療における多職種連携の重要性や看護者の役割を理解し、チームで連携・共有・検討を繰り返しながら看護を実践できる。 |
| | H.保健・医療・福祉チームにおける多職種連携との協働 | |
| | I.地域包括ケアシステムにおける看護の役割 | 11.(県北)地域をとりまく地域包括ケアシステムの現状を知り、多様な場における看護の機能と役割について理解できる。 |
| Ⅴ群 専門職者として研鑽し続ける基本能力 | J.主体的・継続的な学習し続ける能力 | 12.看護実践を内省する力を高め、科学的根拠に基づいた知見を活用し、よりよい看護を追求し続ける態度を身につけている。 |

[アドミッション・ポリシー(入学者受け入れ方針)]

- ア 学習習慣があり、努力を継続する人
- イ 社会の規則や規範を守って行動できる人
- ウ 困難な時に立ち向かうことができる人
- エ 人間の生活や社会に関心がある人
- オ 思いやりの心、素直さを持ち協調性のある人
- カ 人の意見を聞き、自分の意見や考えを表現・発信できる人

[カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・教育内容・方法の実施・評価の基本方針)]

将来、専門職として自律した看護師の育成を目指し、ディプロマポリシーに示した卒業時の到達目標を達成するために、次のようなカリキュラムを編成し、授業を行う。

- ア 3年間の講義や演習全体をとおして、能動的で自律的な学習態度を獲得するために、シミュレーションやPBL等の学習スキルを体得する科目を配置し、人としての守るべき規範や教養を学びながら看護者としての倫理観を育む科目を配置する。また、対象との援助的な関係形成のためのコミュニケーション技法を身につける科目を配置し、看護に関心を持ち探求し続ける態度を身につけるためにセミナー等の学科外活動も配置する。
- イ 看護の対象は、多様な価値観をもち個別の生活を営む者として、身体的・心理的・社会的側面から総合的に理解するために必要な知識を学ぶ科目を配置する。さらに個をとりまく家族や地域、社会を形づくる文化や制度、健康に関与する理論など、看護学の基礎となる科目を「基礎分野」、「専門基礎分野」に位置付け、1~2年次に配置し、対象を全人的にアセスメントする能力を養う。
- ウ 専門分野では、看護の対象のニーズに合わせた看護を行うために、課題解決技法や目標達成のための思考およびあらゆる健康段階、発達段階に応じた専門知識や関わり方の技術を学ぶ科目を1~3年次にかけて配置する。さらに、看護を提供する多様な場の複雑性を加味しながら対象の状況に適した科学的根拠に基づいた看護実践ができる能力を養う。

エ 各看護学の配置については、看護の対象である人間の理解や行われている場による看護の役割理解、基本的な看護を実践するための看護技術の習得、個別的な看護の実践をするための思考の習得を基礎看護学に位置づけ看護のベースとして学習する。また同時に地域・在宅看護論において地域と暮らしの理解、暮らしを支える看護、地域における看護の内容を位置づけ1年次から積み上げ式に学習を開始し、地域で暮らす健康な対象から療養が必要な対象の理解へと進み、対象の状況に適した看護の方法の理解へと発展した学習をする。

さらに、2年次からはさまざまな健康障害が及ぼす生命・生活への影響を理解し、各発達段階や健康段階の特徴を学ぶ成人・老年・母性・小児看護学や人間の心の健康課題にかかる精神看護学を学び、多様な対象の状況に適した看護を実践する能力を養う。統合分野では、3年間積み上げてきた知識や技術を統合し、臨床に近い形で看護実践ができる科目を配置し、3年次に学習する。

オ 特に臨地実習では、対象の状況に気づくことからアセスメントして必要な看護を導きだし、実践では安全・安楽・自立/自律に留意して行い、看護実践を振り返ることで目標達成に向かう支援の方法を段階的に身につける科目を配置する。また、チームにおける多職種連携の協働を学ぶために病院や地域で行われているカンファレンスや退院支援等に向けた多職種連携の場面に参加し、そこでの看護師の思考や行動から看護師の役割について理解を深める方法で行う。

さらに、統合分野では、チームで複数の対象に看護を実践するための考え方やチーム医療におけるメンバーとの連携の取り方など看護を安全に確実に提供できる能力を養うための科目を配置する。

3年間の実習をとおして自分の経験から看護観を育成し続け、常に看護実践における自己のあり方を省察しながら看護の専門職として生涯自己成長していける能力を養うための支援を行う。

カ 学習目標の達成度は、知識や技術の評価だけでなく、ルーブリックの観点等さまざまな側面から総合的に評価するために、多様な評価方法を取り入れる。